



三重県公報

令和8年2月27日(金)

号外

目次

(番号)	(題名)	(担当)	(頁)
	条 例		
1	三重県高等学校等教育改革促進基金条例	(教育委員会)	2

公布された条例のあらまし

- ◎ 三重県高等学校等教育改革促進基金条例（条例第1号）
 - 1 県立の高等学校等における教育改革の推進のための事業に要する経費の財源に充てるため、三重県高等学校等教育改革促進基金を設置することとしました。
 - 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

条 例

三重県高等学校等教育改革促進基金条例をここに公布します。

令和八年二月二十七日

三重県知事 一見 勝之

三重県条例第一号

三重県高等学校等教育改革促進基金条例

(設置)

第一条 県立の高等学校等(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)における教育改革の推進のための事業に要する経費の財源に充てるため、三重県高等学校等教育改革促進基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第二条 基金には、一般会計歳入歳出予算(第四条及び第五条において「予算」という。)の定める額を積み立てる。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生じる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第五条 基金は、第一条の事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより処分することができる。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891

三重県総務部法務課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
